

高松市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高松市広告掲載要綱（平成18年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、高松市図書館（以下「図書館」という。）が所蔵しようとする雑誌（以下「雑誌」という。）の購入費用を事業者が負担することにより、当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し、図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、図書館長は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

2 図書館長は、スポンサー誌の最新号に雑誌カバーを付け、雑誌カバー表面に雑誌スポンサー名を、雑誌カバー裏面に雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。

3 前項の雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの事業に関する広告の用紙は、雑誌スポンサーが用意するものとし、広告の規格等は、別表に掲げるとおりとする。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーの対象者は、事業を行う者及び各種団体とする。

(広告の表示期間)

第5条 広告の表示期間は、原則として、第7条の規定により雑誌スポンサーとして決定した月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、雑誌スポンサーの解約の意思表示がない場合は、1年間自動的に延長されるものとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーを希望する者は、別に定める雑誌リストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) 広告案

(2) 会社概要等（業種等が分かるもの）

(雑誌スポンサー及び広告内容の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、要綱及びこの要領の規定に基づき、雑誌スポンサー及びその広告内容を決定する。

2 前項の決定に疑義が生じた場合には、要綱第9条に規定する高松市広告審査委員会において審査し、可否を決定するものとする。

- 3 一の雑誌について複数の申込みがあったときは、要綱第8条の選定基準により雑誌スポンサーを選定する。ただし、当該選定基準により選定できない場合は、抽選とする。
- 4 市長は、雑誌スポンサーとして広告掲載の可否を決定したときは、図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 5 前項の規定により決定を受けた雑誌スポンサーが、広告内容を変更するときは、図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。
- 6 広告内容の変更の決定については、第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。

（契約）

第8条 前条の規定により雑誌スポンサーとして決定した者は、市長と覚書（様式第4号）により契約を締結しなければならない。

（雑誌スポンサーの責務）

第9条 雑誌スポンサーは、掲載した広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

（スポンサー誌購入費用の支払方法）

第10条 第7条の規定により決定を受けた雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーが全額負担するものとし、雑誌スポンサーがスポンサー誌の納入業者に直接支払うものとする。

- 2 スポンサー誌の納入業者は、当該年度に市長が指定した納入業者とする。
- 3 支払いは、毎年度一括先払いとする。
- 4 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 雑誌スポンサーが提供するスポンサー誌が契約途中で休刊又は廃刊となった場合は、市長と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

（スポンサー誌の所有権）

第11条 スポンサー誌の所有権は、市に帰属するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

広告の規格等

1 スポンサー名の表示

(1) 規 格 縦4センチメートル程度、横13センチメートル程度
地は白色、文字は黒色

(2) 貼付位置 雑誌カバーの表面
底辺から4センチメートル程度上部の中央部分

※規格及び貼付位置は、雑誌の大きさ等により調整することがある。

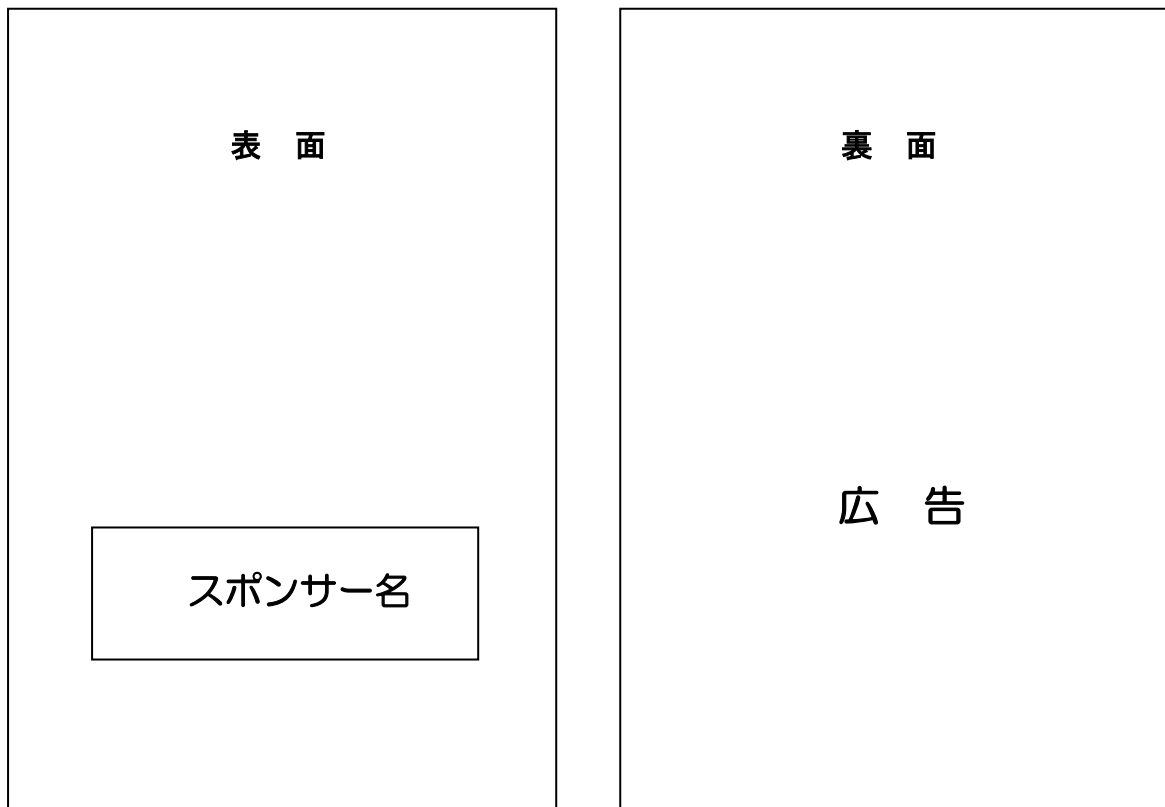
2 広告の表示

(1) 規 格 雑誌の縦横の寸法未満

(2) 貼付位置 雑誌カバーの裏面

3 スポンサー名表示及び広告の表示位置

最新号カバー



年 月 日

高松市図書館雑誌スポンサー申込書

（宛先）高松市長

所在地
名称
代表者氏名
印

高松市図書館雑誌スポンサー制度実施要領（以下「要領」という。）第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、掲載広告が、高松市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する基本原則に沿うものであり、かつ、要綱第7条に規定する広告に該当しないものであることを誓約します。

また、高松市の市税等の納付状況を確認することについて同意します。

記

1 広告の掲載を希望する雑誌名

	雑誌名	購入冊数
1		4冊
2		4冊
3		4冊
4		4冊
5		4冊

※雑誌リストから広告掲載を希望する雑誌を選定してください。なお、購入する冊数は4冊（中央・牟礼・香川・国分寺図書館分）とします。

※希望する雑誌が6誌以上ある場合は、雑誌名を別紙に記載し、申込書に添付してください。

2 広告掲載希望期間

年 月 日 から 年3月31日 まで

3 添付書類

- (1) 広告案
- (2) 会社概要等（業種等が分かるもの）

4 担当者連絡先

部 署	
担当者氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

様式第2号（第7条関係）

高 第 号
年 月 日

高松市図書館雑誌スポンサー決定通知書

様

高松市長

年 月 日付けで申込みのあった高松市図書館雑誌スポンサーについて、次のおり決定したので、高松市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第7条第4項の規定により通知します。

記

- 1 決定内容 掲載を認めます 掲載を認めません
- 2 掲載することができない理由

3 広告掲載雑誌名

	雑 誌 名
1	
2	
3	
4	
5	

- 4 広告掲載期間 年 月 日 から 年3月31日 まで

- 5 広告の内容 別紙のおり

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

高松市図書館雑誌スポンサー広告内容変更申込書

（宛先）高松市長

所在地
名称
代表者氏名

印

年 月 日付けで決定通知のあった高松市図書館雑誌スポンサーについて、下記のとおり広告内容を変更したいので、高松市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第7条第5項の規定により申し込みます。

記

1 広告内容を変更する雑誌名

	雑誌名
1	
2	
3	
4	
5	

2 広告内容を変更する理由

3 添付書類

- (1) 変更前の広告
- (2) 変更後の広告案

4 担当者連絡先

部 署	
担当者氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

覚 書

高松市（以下「受贈者」という。）と（以下「寄贈者」という。）は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（雑誌等購入費用の負担）

第1条 寄贈者は、高松市広告掲載要綱及び高松市図書館雑誌スポンサー制度実施要領に基づき、受贈者が所蔵する次の雑誌の購入費用を負担する。

	雑 誌 名	購入冊数
1		4冊
2		4冊
3		4冊
4		4冊
5		4冊

2 寄贈者は、前項の購入費用を受贈者が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

3 支払いに必要な一切の費用は、寄贈者の負担とする。

4 寄贈者は、雑誌が休刊した場合や価格変動によって差額が発生した場合は、雑誌納入業者と協議の上、調整するものとする。

5 契約の延長に当たっては、第2項及び第3項に規定する支払いを毎年度行うものとする。

（広告の方法）

第2条 受贈者は、寄贈者が購入費用を負担した雑誌の最新号に雑誌カバーを付け、雑誌カバー表面にスポンサー名を、雑誌カバー裏面に寄贈者の事業に関する広告を表示する。

2 スポンサー名の表示と広告は寄贈者が作成するものとし、寄贈者が事前に受贈者と協議し、広告掲載の決定を受けたものでなければならない。

（広告の表示期間）

第3条 寄贈者が雑誌の購入費用を負担し、かつ、受贈者が広告を表示する期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、寄贈者の書面による解約の意思表示がない場合は、1年間自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

（雑誌スポンサーの責務）

第4条 寄贈者は、寄贈者が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 寄贈者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び
広告の内容等に関するすべての権利処理等が完了していることを受贈者に対
し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた
場合は、寄贈者の責任及び負担において解決するものとする。

(協議)

第5条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じたときは、受贈者及び寄
贈者は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、受贈者寄贈者記名捺印の上、各自1通を保有するもの
とする。

年 月 日

高松市番町一丁目8番15号
受贈者 高松市長 印

寄贈者 印